

# 年金収入だけで生活している 高齢者の暮らし向きは厳しいの？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

## 月 6 万 8, 225 円

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

平成27年度の年金支給額は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）で月22万1,507円です。公的年金は、現役男性の手取り収入の平均月35万円ほど<sup>1</sup>に対して6割強を保障しています。

高齢者の生活を支えるのは年金だけではありません。高齢者世帯の9割以上は持ち家を保有しており、持ち家保有者のうち住宅ローンが残っているのは1割未満です<sup>2</sup>。

現役世代の世帯のほとんどは家賃を払っているか、家を持っていても住宅ローンを返済中です。他方、持ち家に住み住宅ローンもない高齢者世帯は家賃相当額を支払わなくてよい分、同じ収入でも生活費に余裕が出ます。この分を「帰属家賃」と呼び収入とみなす考え方があります。高齢者世帯が得る帰属家賃は、平均で月6万8,225円です。

年金と帰属家賃を合わせると、高齢者世帯の標準的な収入は月約29万円となり、これは現役男性の手取り収入の8割を超えます。高齢者世帯は、これに加えて退職金等を取り崩しながら生活しています。

現在の社会保障制度上で「低所得者」とされ各種の給付や減免を受けるための基準は「住民税非課税」であることが多くなっています。公的年金には多額の控除が認められ、住民税額に帰属家賃は関係ありません。このため、帰属家賃を合わせると月約29万円の収入がある標準的な高齢者世帯も、住民税が非課税となり、定義上、「低所得者」となる場合があります。

他方で、税引前の給与収入が月15万円（高卒初任給程度）で賃貸住宅に住む単身者の暮らし向きは「標準的な高齢者世帯」よりも明らかに厳しいものと思います。ですが、住民税は課税

<sup>1</sup> 厚生労働省「平成26年財政検証」によります。

<sup>2</sup> 総務省「平成21年全国消費実態調査」における世帯主が65歳以上の「二人以上の世帯」の値です。以下も同じです。

され、月15万円の中から税や社会保険料等を支払っています。また、定義上「低所得者」として扱われないため、病気にかかった際の医療費の自己負担は、「標準的な高齢者世帯」よりも高額になります。

わが国は高齢化に伴い社会保障財源が逼迫する中で、給付や減免の対象は真に必要な世帯に絞らなければなりません。その際に、高齢者を一律に「低所得者」として扱くと、より暮らし向きが厳しい多数の現役世帯が漏れ落ちる可能性があります。「高齢者＝低所得者」との認識は改めなければなりません。

今回の数字—月6万8,225円

世帯主が65歳以上の「二人以上の世帯」が得る帰属家賃の平均値

(出所) 総務省「平成21年全国消費実態調査」をもとに大和総研作成

もう少し学びたい人へ

#### ◆高齢世帯の家計のすがたはどのようになっているの？

→近藤智也・溝端 幹雄・石橋 未来「変貌する高齢者家計と次世代への課題」(2015年8月7日)

[http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20150807\\_009998.html](http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20150807_009998.html)

#### ◆これからの高齢者の居住環境をどう考えていけばいい？

→鈴木準・神尾篤史「超高齢社会の住宅と生活基盤を考える」(2015年9月1日)

[http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20150901\\_010058.html](http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20150901_010058.html)

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2015年3月14日号、28ページへの寄稿を再構成したものです。

(次回は10月8日に掲載します。10月9日まで、毎営業日連載します)

以上